



JASDAQ

平成27年5月15日

各 位

会 社 名 株式会社理研グリーン
代 表 者 名 代表取締役社長 宮 田 敏 宥
(J A S D A Q ・ コード 9 9 9 2)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 取締役総務部長 池 部 達 哉
電 話 0 3 - 6 8 0 2 - 8 5 1 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月26日に開催予定の第59期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の規定に基づき、定款第31条(取締役との間の責任限定契約)及び第40条(監査役との間の責任限定契約)を新設するとともに、条数の繰り下げを行うものであります。

なお、第31条(取締役との間の責任限定契約)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成27年6月26日(金)
定款変更の効力発生日	平成27年6月26日(金)

以 上

(別紙)

定款変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変 更 案
第1条～第30条 (省略) <新設>	第1条～第30条 (現行どおり) (取締役との間の責任限定契約) 第31条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第31条～第38条 (省略) <新設>	第32条～第39条 (現行どおり) (監査役との間の責任限定契約) 第40条 当社は、 <u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第39条～第44条 (省略)	第41条～第46条 (省略)